

安心して医療を受けるために ～後期高齢者医療制度～

平成28・29年度の後期高齢者医療制度の保険料率が決まりました

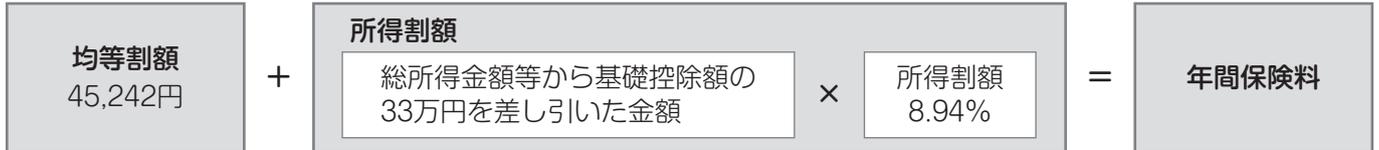
高齢化の進展や医療の高度化などにより医療費は年々増加しています。

医療費に見合う保険料収入を確保し、被保険者の皆さんの健康増進と安心して医療を受けていただけるよう、平成28年・29年度の保険料を滋賀県で統一して改定します。

区 分	保 険 料 率 (年 額)	
	平成28・29年度	平成26・27年度
被保険者均等割額	45,242円	44,886円
所得割率	8.94%	8.73%

※年間保険料の上限額は57万円です。

保険料額の算出方法



●保険料均等割額の軽減範囲を拡大します

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が軽減されます。また、被保険者の所得が一定以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

☆均等割額の軽減 被保険者と世帯主の総所得金額等が下記の金額以下の世帯

「基礎控除額（33万円）を超えない世帯」のうち
「被保険者全員が公的年金収入80万円以下で、その他の所得がない世帯」

9割軽減

基礎控除額（33万円）を超えない世帯

8.5割軽減

拡大 「基礎控除額（33万円）」+「**26.5万円**×世帯の被保険者数」を超えない世帯

5割軽減

拡大 「基礎控除額（33万円）」+「**48万円**×世帯の被保険者数」を超えない世帯

2割軽減

※___は拡大した内容です。

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で15万円を控除し、軽減判定を行います。

☆所得割額の軽減

被保険者の基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方

5割軽減

☆勤務先の健康保険などの被扶養者であった方の軽減

資格取得日の前日に、勤務先の健康保険などの被扶養者であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額は免除されます。

●新しい保険料の額は7月中旬にお知らせします

広域連合のホームページで保険料額の試算ができます。

保険料試算ページ：http://www.shigakouiki.jp/seido/seido_05-03.html



入院時食事代の標準負担額が変わります（平成28年4月1日から）

所得区分が現役並み所得者または一般の方 現行260円/1食 ⇒ 360円/1食

※所得区分が区分Ⅰ、区分Ⅱ（住民税非課税世帯）の方、指定難病患者の方については、変更ありません。

※療養病床に入院した場合の食費・居住費の標準負担額については、変更ありません。（ただし、入院医療の必要性の高い状態が継続する患者および回復期リハビリテーション病棟に入院している患者については、入院食事代が現行260円/1食⇒360円/1食へと変更になります。）

国民年金 からのお知らせ



学生納付特例制度について お知らせします

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となるのは、20歳以上の学生の方です。

なお、平成27年度に学生納付特例が承認された方で、平成28年度に引き続き学生納付特例を希望される場合も申請手続きが必要です。

申請される方は、印鑑（スナップ式でないもの）・学生証または在学期間のわかる証明書を持って草津年金事務所、または役場住民課保険年金担当までお越しください。

学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間（支給資格期間）に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の支給資格期間にも反映されます。ただし年金額には反映されません。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、遡って納付（追納）することができません。追納されると老齢基礎年金の額に反映されません。

追納の手続きは、印鑑（スナップ式でないもの）を持って草津年金事務所、または役場住民課保険年金担当までお越しください。



◆問い合わせ先 草津年金事務所 国民年金課 ☎077-567-2220 住民課 保険年金担当 ☎6571

みんなで支え合う

国民健康保険



4月1日から国保の被保険者証が 新しくなります！

国民健康保険（国保）被保険者証は毎年4月に更新していただきますので、有効期限が平成28年3月31日となっている被保険者証（桃色）は使用できません。4月1日からご使用いただく被保険者証（紫色）をお送りしていただきますので、病院等へ行かれる際は新しい被保険者証をお持ちください。

また、新しい被保険者証について次のことをご確認ください。

- 国保に加入されているご家族の分がそろっていますか。
- 住所や氏名などの誤りはありませんか。
- 65歳までの方で退職者医療制度に該当しているのに、一般の被保険者証が送られていませんか。

新しい被保険者証がお手元に届いていない場合や氏名等が誤っている場合は、すぐに役場住民課保険年金担当までご連絡ください。

●他の健康保険に加入していませんか？

社会保険など、別の保険証をお持ちの方に国保の被保険者証が届いている場合は、国保の資格喪失の手続きが必要になります。

社会保険などの保険証、印鑑、個人番号（マイナンバー）がわかる書類、身分証明書などをお持ちのうえ、役場住民課でお手続きをしてください。

●古い被保険者証を回収しています！

古い被保険者証は役場で回収しています。期限の切れた被保険者証のみを返信用封筒に入れてポストへ投函してください。

70歳から74歳までの方がお持ちの高齢受給者証（水色）、ジェネリック医薬品お祝いカードは4月以降も使用いただけますので、一緒に返送しないようご注意ください。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
☎6571